

防衛研究所仕様書

件名	防衛研究所配信動画 (YouTube) の制作	作成	企画部 企画調整課
<p>1. 適用範囲 この仕様書は、防衛研究所配信動画 (YouTube) の制作について規定する。</p> <p>2. 役務の概要 防衛研究所が行っている活動について紹介する配信用動画を3本制作する。</p> <p>3. 役務の内容</p> <p>(1) 制作コンセプト</p> <p>ア 防衛研究所が行っている活動について、国内外に幅広く情報発信し、防衛研究所の活動に対するより一層の理解の促進を図ることを目的とする。</p> <p>イ 国内外を問わず、広く一般をターゲットとして制作する。</p> <p>ウ 動画構成及びイメージについては別紙のとおり。</p> <p>(2) 工程及び日程管理等</p> <p>ア 工程管理者の指定 契約相手方は、契約締結後速やかに、作業工程を管理し、また官側との連絡調整を行う工程管理者を1名指定し、その氏名及び連絡先を官側に提出する。</p> <p>イ 工程・日程管理 契約相手方は工程表の案を作成して官側に提出し、その承認を得て作業を進行する。工程に変更が生じる場合は、遅滞なく工程表を改定して官側の承認を得なければならない。</p> <p>ウ 連絡調整 契約相手方は官側との連絡を密にし、必要に応じ官側に指示を求めるものとする。</p> <p>(3) 制作要領等</p> <p>ア 動画作成に伴う企画書の提出 契約相手方は、動画制作にあたり、まず、3.(1)ウの動画構成及びイメージを基に官側と調整し、企画、構成、演出等を含んだ企画書を提出し、官側の承認を得ること。</p> <p>イ 動画時間 1本当たり10分程度とする。</p> <p>ウ 動画撮影場所 防衛研究所及び官側が指定する場所</p> <p>エ 動画制作に必要な素材 現地で撮影した動画以外に必要な素材等 (写真: 15点及び報道映像: 5点) については、官側が指定し、契約相手方が購入するものとする。共同通信社の写真映像サービス「イメージリンク」の利用を基準とし、動画 (YouTube) 利用の権利及びウェブ掲載利用の権利を購入すること。</p> <p>オ ナレーション 必要に応じてナレーションをいれること。いれる際は官側と事前に調整すること。</p> <p>カ 英語テロップ 必要に応じて英語テロップをつけること。</p> <p>キ BGM 必要に応じてBGMを準備するものとするものとし、BGM使用に伴う著作権等の諸手続きについては、契約相手方が行う。</p> <p>ク CG 必要に応じてCGを作成すること。</p> <p>ケ 演出 一般向け配信動画として相応しい演出を加えること。</p> <p>コ 校正</p>			

契約相手方は、完成までに官側による3回の内容の確認及び修正指示の機会を設けること。

サ 納品

完成した動画については、DVDで納品する。

シ YouTube 以外での配信

完成した動画については、YouTube 以外の防衛研究所ホームページへ掲載、Twitter 及び Facebook を利用した配信について認めること。

4. 納入場所
防衛研究所

5. 納期

- 1本目：令和4年 1月31日（月）
- 2本目：令和4年 2月28日（月）
- 3本目：令和4年 3月18日（金）

6. 検査

2項に基づき目視検査を実施する。

7. 契約相手方に関する条件

契約相手方は応札の条件として、直近1年間の動画の作成実績が確認できる資料を官側に提出すること。その際インターネット及び Youtube で視聴可能な場合はURL若しくは動画名を記載すること。

8. その他

- (1) 契約相手方は、本件実施にあたっては确实、迅速に実施するものとし、官側が必要とする場合は適時来所の上協議し、納品に遅滞を招かないようにしなければならない。
- (2) 契約相手方は、不測の事態により、仕様書に定められた期日までに作業を終了することが困難となった場合は、遅滞なくその旨を官側に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、契約相手方は作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- (3) 本業務で作成した動画の著作権等の権利については、全て官側に帰属する。ただし、音楽及び各社が所有する素材を挿入した場合や、報道映像等を使用した場合は、それにかかる著作権は保護される。
- (4) 契約相手方は、本件を実施するにあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならず、守秘義務を負い、その効力は本契約終了後も継続するものとする。
- (5) 本件実施に当たり使用する材料・資材等については、グリーン購入法を遵守し、本調達物品が、特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和3年2月19日変更閣議決定））の基準を満たすものであること。
- (6) 輸送にあたっては環境に配慮するものとし、ディーゼル車を使用する場合は、東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定するディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、又は使用させること。また、使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提示を求めた場合、速やかに提示すること。
- (7) 契約相手方の責めに帰すべき事由により、官または第三者に損害を与えた場合、契約相手方は損害賠償の責を負うものとする。
- (8) 官側から借り受けた資料（データも含む。）の管理については亡失、流出等がないよう十分な管理体制をもって行うこととし、亡失又は流出の事象が発生した場合には速やかに官側に報告するものとする。
- (9) 契約の適用基準は、関係法令による。
- (10) この仕様書に疑義が生じた場合は速やかに官側と協議する。